平成２７年（フ）第２０２号
千葉県佐倉市上座927番地41
債務者　新庄　正行
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２０４号
千葉県佐倉市城204番地138
債務者　杉浦　悦子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１０号
千葉県印西市木下東２丁目５番地12　サニーフラット木下Ｂ―201
債務者　中田　隆男
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１６号
千葉県四街道市美しが丘３丁目25番３号（サニーコートＢ棟103号）、住民票上の住所千葉県四街道市美しが丘３丁目25番７号（サニーコートＡ棟105）
債務者　野本　一夫
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８８号
千葉県山武市早船２番地12
債務者　秋葉　文夫
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６号
千葉県東金市下谷200番地
債務者　内野　飛鳥
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１６号
名古屋市港区稲永２丁目１番２―506号（みなと稲永住宅）
債務者　西澤知可子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３３５号
愛知県瀬戸市東十三塚町47番地の４
債務者　畑中めぐみ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８３号
名古屋市中村区草薙町２丁目63番地　パーク中村201号
債務者　河野加津子（旧姓結川）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１９号
名古屋市熱田区新尾頭１丁目５番１号　市営新尾頭荘712号
債務者　柘植　弘美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
京都府亀岡市古世町西内坪９番地４　402号ヴィベールⅡ
債務者　姉川　信裕
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
高知県高岡郡日高村岩目地40番地
債務者　吉村　朋恵
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３８号
高知県南国市岡豊町小篭615番地の７
債務者　石川　康人
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６２号
高知市春野町平和156番地
債務者　岩上　美鈴
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９７号
高知県香南市野市町西野2171番地
債務者　北村美和子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０４号
高知市百石町３丁目１番33―709号　百石町市営住宅
債務者　清岡　拓司
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０６号
高知市神田207番地　県住船岡南団地Ｒ２―24
債務者　中平　勅子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
高知地方裁判所破産係